大学入試の歴史（第27回）

大学紛争と大学入試（1）

名古屋大学教育学部教授
佐々木　享

頻発した大学紛争

1960年代の大学入試を語る際には，1969年の東大・東京教育大（体育学部をのぞく）の入試中止など，入試にも直接に影響を与えた大学紛争というテーマを省くことはできない。

1960年代末に始まったいわゆる大学紛争は，1969年をピークとして1970年代初頭まで続いた。（ここでは言及しないが，68～69年には高校においても紛争が多発した。）文部省の調査では，ピークとなった1969年には，国立大学62校（国立大学全75校の83%），公立大学15校（全34校の44%），私立大学47校（全270校の18%），計124校が紛争*を経験した（『朝日新聞』1969年12月17日）。

＊授業停止が１週間以上に及んだ大学を紛争校と数えている。

大学の民主化と大学紛争

大学紛争の主役はもちろん大学生であり，紛争の多くは通例の学生運動，学生側の要求から始まった。この点で，60年代の大学紛争は，大学内部の教員（団）あるいは経営者のあいだでの対立抗争に起因するいわゆる学園騒動とは根

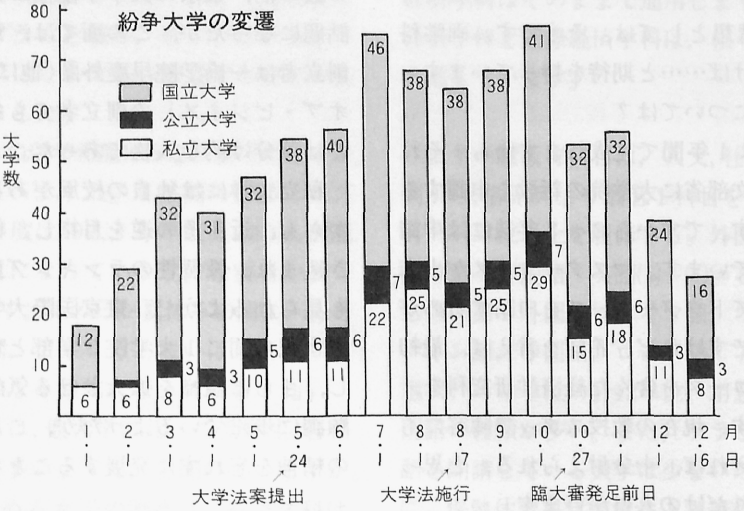

本的に異なっていた。

紛争を惹起した当の大学生たちが，自らの取り組みを紛争とよんでいたわけではない。彼らは，たいてい自らの取り組みを「大学民主化闘争」とよんでいた。実際，この時期の運動のなかで学生たちが掲げた要求としては，つぎのようなものが知られている（『螢雪時代』1970年２月号)。

△学生会館・学寮の管理権要求（大分大・茨城大・東京外語大・佐賀大など）
△学費値上げ反対（北海学園大・早大・中央大・芝浦工大・西南学院大など）
△生協の光熱水費国庫負担要求（熊本大など）
△大学の移転・統合反対（東京教育大・新潟大・横浜国大・多摩美術大など）
△臨床研修制度反対（群馬大・東大・東京医歯大・金沢大・京大・神戸大・広島大・日本医大など）
△人事権の要求（富山大・名大・立教大・早大・大阪工大など）
△大学・学部名称等変更反対（横浜国大・大阪教育大・奈良教育大など）
△大学立法反対（小樽商大・一橋大など）
△自衛官の大学入学反対（東北大・千葉大・京大・東京都立大など）
△米軍資金導入反対（東大・東洋大など）
△警官学内立入反対（広島大・島根大など）
△組織の派閥抗争（九大・群馬大・中央大・法政大・明治大・早大など）
△その他――学生関係諸規程の改訂や自治会運営問題(駒沢大)，懲戒処分問題(東大・阪大)，事務職員の勤勉手当一律支給要求(福島大)，米軍機の墜落事件(九大）など。

これをみると，学生組織の派閥抗争のような部外者には不可解なものを別とすれば――当事者には派閥抗争自体も「民主化」のためだという主張がみられたが――，この時期の学生たちの要求の大部分は，いわゆる経済的要求をふくめて大学の管理運営の民主化をめざすものだったといえる。多数の大学の学生たちが，ほぼ時期を同じくして，さまざまな局面から大学の民主化を要求していたことは，この時期の学生運動の最も重要な特徴の一つであった。

それにもかかわらず，マスコミがこの時期の学生運動を大学民主化闘争と呼ばずに「大学紛争」と称したのは，主要には，運動の展開過程において，全共闘等と称する学生団体の一部の者による過激な主張に流されて，闘争の手段や形態が，ストライキというような通常の闘争手段の枠組みを越えて，大学当局者相手のいわゆるつるしあげに類する大衆団交，建造物のバリケードによる封鎖，建造物への侵入や器物破壊が重ねられ，さらには，要求や主義主張の異なる学生団体の間での凄惨な乱闘が頻発し，それが大学キャンパスのみならず街頭での乱闘に及んだりすることが少なくなかったからであった。*

＊69年８月７日に成立した「大学の運営に関する臨時措置法」は，この法における「大学紛争」を，「大学の管理に属する施設の占拠又は封鎖，授業放棄その他学生による正常でない行為により，大学における教育，研究その他の運営が阻害されている状態をいう」と定義した(第２条)。

運動の終末がしばしば紛争状態になったために曖昧にされがちなのは遺憾であるが，「大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め，学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利をもって大学の自治を形成していることを確認する」とのべた東大のいわゆる「確認書」(『東京大学百年

史・通史3』901ページ以下）は，この時期の学生たちが追求した大学民主化要求の一つの到達点であったといえよう。

この大学紛争は，大学入試にも，直接・間接にさまざまな影響を与えた。

東大の入試中止への経過

東京大学の学生運動は，1966，67年頃から激化のきざしを見せていた。1968（昭和43）年1月，医学部自治会はインターン制度問題で前例のない無期限ストを決議，2月，「医局長かんづめ事件」が起こり，3月にこれに対する学生処分が行われた。後日，処分された学生のなかに当日現場にいなかった者が含まれることが判明，これが，当該学生からの事情聴取なしに処分が決定されたこととあいまって，学生運動を紛争化する直接の契機となった。

以後学生運動は急速に全学的に拡大し，「殆どの学部の無期限スト，建物の占拠，教官に対する激しい追求，いわゆる『大衆団交』などの新しい方式によって，大学側に激しく対立した」。6月15日には，他大学学生と東大医学部学生により本部事務局のあった安田講堂が占拠された。これを排除するための警察力の導入は，事実上全学の講義を中断させるなど紛争をいっそう激化させた。11月1日には大河内一男総長が辞職し，加藤一郎総長代行の体制で事態拾収がはかられることになった。

しかし，紛争拾収の見とおしがたたないままに12月に入ると，大学側は翌69年度の入試を実施するかどうか，決定をせまられた。総長代行は，12月24日の評議会では，「文部省は正常な授業再開ができないならば入学試験は実施すべきではないとの考え方をしており大学側としても現在の状態が続くなら中止せざるを得ない」とのべ，さらに文相との協議を経た後の29日の評議会では，「現時点の判断としては入試を中止せざるを得ないが」，「来年1月15日頃までに大部分の学部でストが解除され，かつ，封鎖が解かれる見通しがたてば入試実施の復活の余地も残すようにしたい」旨提案し，承認された。これについては「概ね文部省とも意見の一致をみた」という（この節の引用は，とくに断らない限り『東京大学百年史』による）。

越えて69年早々には，大学側と紛争の民主的解決をめざす7学部代表団との間で1月10日に全学集会を開く合意が成立した。ところが全共闘を名のる集団はこの動きを阻止する方針をとり，10日前夜には衝突が繰り返され，危険をさけるため大学側は再び警察力を導入した。しかし，1月10日には，秩父宮ラグビー場に教職員約1500名，学生約7500名が参加して全学集会が開かれ，紛争の解決と東大の民主化のための「確認書」がとりかわされた。以後，急ピッチで封鎖は解除され始めた。

入試実施のための前提ができたかに見えたが，「7学部集会ののちも，封鎖を解除しようとする行動委員会系の学生と全共闘系の学生の間に（いずれも学外者多数を含む）激しい衝突が続いた」。危険の除去，封鎖の解除をめざし，1月18，19日には大規模な警察力を導入して安田講堂の封鎖が解かれた。この情景はテレビで全国に放映された。

加藤総長代行は，入試復活を望む1月17日の評議会の意向を受け，文部省と交渉したが交渉はまとまらず，20日夜には，「入試の復活は事実上不可能となった」というステートメントを発表した。こうして，1969年度の東大入試は中止されるに至った。

大学の自治と東大の入試中止

ところで，『東京大学百年史』は，入試中止に至る経過を事実にそくしていわば淡淡と語っているに過ぎない。入学試験制度という観点からすると，国立大学の入試の実施を最終的に決めるのは大学なのか文部省なのか，という重要ではあるが微妙な問題をここから読みとることはむつかしい。加藤総長代行は20日のステートメントのなかで，「政府は大学の自主的判断を尊重し，信頼すべき範囲を越えた点を理由として拒否されたことについて，私は強く抗議する」とのべている。また東大は，翌21日の評議会の決定にもとづき，文部大臣に抗議文を手交している。この抗議文は，「およそ教育研究についての実質的な判断の責任は大学にあるというのが大学自治の原則であり，この原則は政府によっても承認されてきた。しかるに政府が今回の協議の過程で大学側の最終判断を尊重せず，それを信頼しなかったことはこの原則に反するものであり，誠に遺憾である。われわれは入試中止の結果を重大と考えるが，大学の自治という観点からは，そうした結果に至る過程での政府の態度を一層重大視せざるを得ない。われわれは政府が今回とられた態度に抗議するとともにそれをただされるよう強く要望する」とのべている。（東京大学全学大学院生協議会・東大闘争記録刊行委員会編『東大変革への闘い』1969年，労働旬報社，57ページによる。『東京大学百年史』はなぜかこの抗議文を掲載していない。）

東大評議会の抗議文は，大学の自治を正面に据えて大学入試の問題を論じたのであった。（同じ69年の３月に起こった自衛官受験問題では，東京都立大学は，別に紹介するように，入試をどう実施するかは大学自治の問題であるという態度を貫いた。都立大学だからできたのか，国立大学ではどうなるのかという問題は残された。）

のち69年８月に成立した大学の運営に関する臨時措置法には，「紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行われるという見とおしをすることが困難であると認められるときは，当該大学の学長は，入学者の選抜又は学生の卒業に関し，文部大臣に協議しなければならない」とある（第11条）。誰が事実認定をするのかなど問題の多い条項の一つであるが，69年春の東大の入試中止の決定過程は，法的根拠の曖昧なままに，上記の条項を先取りするかたちで文部省が容喙した疑念をいだかせるものであったといわなくてはならない。

それをおくとしても，東大を入試中止に追い込んだのは誰かという問題も残された。上に概略みたように，東大執行部はさいごまで入試実施の望みを捨てなかった。もちろん，試験問題は全部作ってあったといわれる（『螢雪時代』1971年６月号）。

「東大解体」「入試粉砕」「確認書粉砕」を叫んで封鎖を続行しようとしていた全共闘を名のる暴力的学生集団が東大の入試中止に手をかしたことは明らかであった。

一方，政府と与党たる自民党は，東大紛争の自主的解決と大学の民主化をめざした「確認書」の内容を公然と敵視していた。この点に着目すると，政府・自民党は，大学への警察力の導入，入試中止を足がかりにして「確認書」を破棄させようとしたのだという有力な解釈が生まれる（前掲『東大変革への闘い』参照）。実際，その後も政府は執拗に「確認書」の破棄を迫ったが，東大側は，いわば入試中止という犠牲をはらってまとめたこの文書の破棄・撤回にはついに応じなかった。